

# 2020年度 法科大学院

## 第1期入学試験問題

### 1時限

### 憲法

### (論文式)

## 試験時間 50分

#### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

- 1 国家公務員法（以下、「法」という。）第102条第1項は、国家公務員の政治活動に関して、「職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。」と定め、この禁止規定に違反した者に対しては、法第110条第1項第19号により刑罰が科せられることとなっている。そして、この規定（法第102条第1項）の委任を受けて、人事院規則14-7（政治的行為）（以下「本規則という。）第6項第7号は、「政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。」を禁止される政治的行為として定めている。
- 2 厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課長補佐として勤務する国家公務員（厚生労働事務官）であったYは、A党を支持する目的で、平成17年9月10日午後0時5分頃、東京都B区所在の警視庁職員住宅の各集合郵便受け合計32か所に、同党の機関紙合計32枚を投函して配布したが、この行為（以下「本件配布行為」という。）が法第110条第1項第19号（平成19年法律第108号による改正前のもの。）、同第102条第1項、本規則第6項第7号（以下、これらの規定を合わせて「本件罰則規定」という。）に当たるとして起訴された。
- 3 本件配布行為は、勤務時間外である休日に、国ないし職場の施設を利用せずに、それ自体は公務員としての地位を利用することなく行われたものであり、公務員により組織される団体の活動としての性格を有するものではない。また本件配布行為は、公務員であることを明らかにすることなく、無言で郵便受けに文書を配布したにとどまるものであって、公務員による行為と認識し得る態様ではなかった。もともとYは、庶務係、企画指導係及び技術開発係担当として部下である各係職員を直接指揮するとともに、同課に存する8名の課長補佐の筆頭課長補佐（総括課長補佐）として他の課長補佐等からの業務の相談に対応するなど課内の総合調整等を行う立場にあり、法第108条の2第3項ただし書所定の管理職員等に当たり、指揮命令や指導監督等を通じて他の多数の職員の職務の遂行に影響を及ぼすことのできる地位にあった。

### 設問

本件罰則規定自体、及び本件配布行為に本件罰則規定を適用することの憲法適合性につき、判例の立場を示したうえで、あなた自身の見解を述べなさい。

（解答は全て解答用紙に記入すること）